

NEWS LETTER

猛威振るう 新型コロナウイルス 就労・生活・住宅等への支援求めて4月中に緊急要請を予定

東京2020オリンピック・パラリンピックも延期に。 全国で各種イベント中止相次ぐ

日本国内での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している。厚生労働省の最新の発表（3月30日）によれば、日本国内で確認された感染発生件数はPCR検査陽性者数で1,866名（クルーズ船含む）である。政府は早期終息を目指して対応を強化している。政府が2月25日に発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を受け、全国ではスポーツ・文化イベントや研修会などを自粛（中止・延期）する動きが広がっている。中央労福協は2月26日、こうした政府の基本方針や社会情勢を鑑み、3月12～13日に大阪市で開催を予定していた第1回地方労福協会議の中止を決定した。

また中央労福協は4月中に就労・生活・住宅等への支援を求める緊急要請を実施する予定としている。（要請内容の詳細は第2面）

政府は早期終息目指す

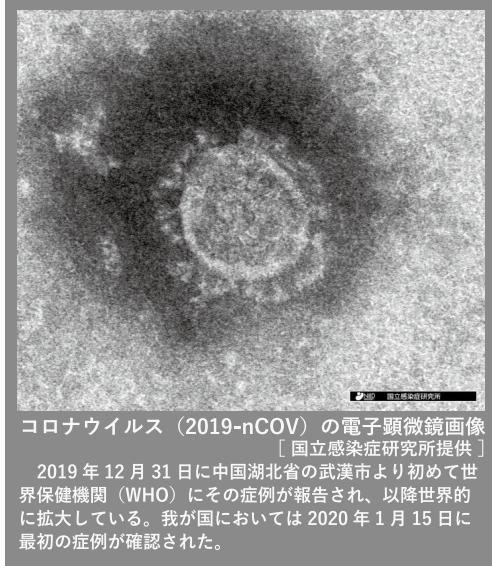
感染拡大を抑制し、早期終息を目指して政府は対応をはかっている。2月25日には対策の基本方針を発表、重要事項として手洗いや咳エチケット等の一般感染対策の徹底、休暇取得の奨励、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼び掛けた。

また、イベント等を主催する際には感染拡大防止の観点から感染の広がりや会場の状況等を踏まえてその開催の必要性を改めて検討するよう要請している。翌26日には多数の参加者が集まる全国的なスポーツ・文化イベント等について中止等を、さらに27日には全国の公立学校に臨時休業を要請した。

第1回地方労福協会議の中止を決定

中央労福協は、こうした社会情勢や政府が発表した基本方針、全国から集まる会議参加者の健康面・安全面を鑑み、3月12～13日に大阪市で開催を予定していた第1回地方労福協会議の中止を決定した。

また、地方労福協の会議等へも影響が生じている。東部ブロックは3月5日に開催を予定していた第226回幹事会



コロナウイルス（2019-nCoV）の電子顕微鏡画像
[国立感染症研究所提供]
2019年12月31日に中国湖北省の武漢市より初めて世界保健機関（WHO）にその症例が報告され、以降世界的に拡大している。我が国においては2020年1月15日に最初の症例が確認された。

休校に伴う保護者の休暇取得支援としては正規・非正規を問わない新たな助成金制度、委託を受けて個人で仕事をする人を対象とした支援などを展開している。

3月10日には緊急対応策の第2弾を発表、PCR検査体制の強化や保険適用などを打ち出した。同13日には新型コロナウイルス特措法（新型インフル特措法を一部改正）が可決・成立、26日に同法に基づき政府対策本部が設置、28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を発表している。

2020東京オリンピック・パラリンピックは24日に開催延期が決定し、遅くとも2021年夏までに開催する予定。

（東京）を、中部ブロックは4月9日に開催を予定していた第4回幹事会（京都）を、西部ブロックは4月23～24日に開催を予定していた第1回幹事会（島根）を、南部ブロックは4月16日に開催を予定していた第1回幹事会（福岡）を、それぞれ中止とした。

新型コロナウイルス

就労・生活・住宅等への支援求める緊急要請

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で休業・休職や失業を余儀なくされたり、不安定で低賃金の労働者の減収、住まいの喪失、新卒者の内定取り消し、中小零細事業者の経営への打撃など、市民生活に甚大な影響を及ぼし、先行

き不安な状態におかれてる。中央労福協はこうした状況に緊急に対応し、困難を抱えた人たちへの就労・生活・住宅等への支援や、奨学金返済・学費への支援を行うよう各政党や省庁に緊急要請を実施する。内容は以下の通り。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急要請

1. 休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策など

- (1) 雇用形態を問わず、休業を余儀なくされる方への十分な所得補償を行うこと。
 - ① 雇用調整助成金について、助成率や日数等の拡充は全国一律で行うこと。
 - ② 国や自治体の要請による学校休業やイベント自粛等に伴う休暇には、特別有給休暇による対応や取得しやすい職場環境の実現を企業に対し要請すること。
- (2) 安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。
- (3) 失職者等に対して医療保険の確実な給付を行うとともに、税・社会保険料の減免を広く適用するため、所得基準の弾力的運用や特例措置を講ずること。
- (4) 中小零細企業の経営環境の早期安定化のため、実効的な融資を速やかに行い、返済猶予や返済条件の緩和なども含めて資金繰り等への支援を行うこと。
- (5) 雇用保険の基本手当について、所定給付日数・給付率の引き上げを行うこと。
- (6) 雇用と家計を支える大胆な経済対策を早急に検討し、実行すること。

2. 生活保護および生活困窮者自立支援

- (1) 一斉休校や事業所の休業等による収入減少・困窮に対し、福祉事務所、生活困窮者自立支援相談所、自治体の庁内部局や関係機関の連携を強め、本人に寄り添った包括的な相談・支援を行うとともに、生活資金が逼迫している場合は生活保護に適切につなげ速やかに保護を開始するよう自治体に周知徹底すること。
- (2) 各地域の生活困窮者自立支援事業がきめ細やかな相談・支援が十分に行える体制が確保できるよう、状況に応じて国は自治体に対して必要な支援を行うこと。
- (3) 生活困窮者を含むすべての人に医療アクセスを保障し、早期から感染拡大を防止すること。
- (4) 支援をより効果的に行うため、就労訓練期間中の交通費等を実費支給すること。
- (5) 生活福祉貸付金などの手続きを簡素化し、迅速な支援を実行すること。

3. 緊急住宅支援

- (1) 新たな住居喪失者を生まないために、以下の対策を行うこと。
- ① 住居確保給付金については、離職しなければ支給されない要件を緩和し、住居喪失のおそれのある人全般に対象を拡大するとともに、支給上限額を拡充すること。
 - ② 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主への損失を補償する制度を新設すること。
- (2) 住居を喪失した人への住宅支援策として早急に以下の対策を行うこと。
- ① 行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償提供すること。
 - ② 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供すること。
 - ③ 住居確保給付金の支給対象に入居一時費用も含めること。

4. 奨学金返済と学費への支援

- (1) 新型コロナウィルスの市民生活への影響の拡大について奨学金の返済に困難を來す人が急増することが想定されることに鑑み、以下の点に留意しつつ、必要な人が漏れなく返還期限の猶予を受けられるようすること。
- ① 返還期限猶予制度の現在の所得基準（年収300万円以下、給与所得者以外は年間所得200万円以下）を大幅に緩和すること。
 - ② 延滞があることによって、返還期限猶予制度の利用を制限しないこと。
 - ③ 新型コロナウィルスによる市民生活への影響が収束するまでの間、今後利用する返還期限の猶予期間は、返還期限猶予制度の通算利用可能期間である10年には算入しないこと。返還猶予期間切れで返済が困難な事情を抱える方にも同様の期間、返還期限猶予を利用できるようにすること。
 - ④ 家計急変に対応し前年度の所得基準ではなく直近1ヶ月分の収入証明でも認めるなど、簡易な手続きと柔軟な運用により、迅速に返還期限の猶予が受けられるようすること。
 - ⑤ 奨学金の返還者本人・連帯保証人・保証人の全てに対し、大幅に利用基準を緩和した返還期限猶予制度を個別に周知し、利用を促すこと。
 - ⑥ 日本学生支援機構の相談体制を拡充するとともに、業務量の増加にも対応できるよう人的体制の整備のための予算措置を行うこと。
- (2) 今回の事態に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、文部科学省より各大学・短大・専門学校等に対して、学費の延納・分納や減免などに柔軟に対応するよう周知徹底するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度の導入を要請すること。また、延納・分納を行う高等教育機関に対しては必要なつなぎ資金を公的に援助すること。
- (3) 高等教育の大学修学支援新制度については、新型コロナウィルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各大学で募集を行うこと。
- (4) 家計急変や学生生活の困窮により大学等修学支援制度や奨学金の予定人員を上回る申請者が出ることを想定した追加予算措置を講じ、給付型奨学金と貸与型奨学金の拡充をはかること。

以上

沖縄県労福協より ゆめ・みらい基金をテーマにフォーラム開催

2020年2月12日に4団体（連合沖縄、沖縄労金、こくみん共済 coop〈全労済〉沖縄推進本部、沖縄県労福協）による実行委員会の主催で2019年度沖縄県労福協フォーラムを開催し、連合沖縄傘下の各労組や関係団体の組合員、一般の方を含め120名余の参加がありました。

「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金で広げよう共助の輪」をメインテーマに、沖縄の貧困の現状を知り、そういった状況の中で基金がどのように役立っているかを報告し、お礼の機会とともに、今後さらに運動を広げ、安定的運営を目指すことを目的としました。

沖縄県や琉球新報社、沖縄タイムス社にも後援いただき、第一部では沖縄タイムス社会部篠原記者より「沖縄の子どもの貧困とひきこもりについて」の報告と、琉球新報社会部黒田記者より「SDGs（持続可能な開発目標）は？」について報告いただきました。

第二部は「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金で広げよう共助の輪」をテーマに、沖縄県労福協の平良（基金運営事務局）から基調報告を行い、コーディネーターの沖縄大学福祉文化学科島村准教授と3名のパネリスト（連



パネリストによるシンポジウムの様子

合沖縄砂川事務局長、沖縄労金武田常務、全労済指定整備工場沖縄県協議会の金城会長）によるシンポジウムを行いました。

各パネリストからは、基金の具体的な活用事例や各団体の取組により基金への寄付が増えていること、九州や全国でも取り組みが注目されていることなどが報告され、更なる取組強化への決意表明がありました。



岡山県労福協・金澤稔会長による記念講演

ネパール) 参加報告」～スタディツアーカラ見えた貧困の連鎖～と題した報告を受け、参加者全員で内容を共有した。

続いて、第50回定期総会開催記念セッションでは、2009年度以降、会長・事務局長を担つていただいた小川俊元会長（香川県労福協）をはじめとする4名の先輩方をお招きし、交流を深めた。



挨拶する森信夫新会長
(香川県労福協会長)

連載

助け合い・支え合いの現場から 第3弾



(一社)静岡県労働者福祉協議会
前専務理事 大滝 正さん

第3回 「もったいないからありがとうへ」 フードバンクふじのくにの取組み

「フードバンクふじのくに」は、2014年5月19日に創設されました。静岡におけるフードバンクは、10の団体がコンソーシアム形式でその運営に関わるという組織体となっており、静岡県労福協も連合静岡などと共に理事として運営を支援する立場です。その設立趣意書には、『企業は処分コストの削減ができる、地域の社会貢献につながり、また、環境負荷の軽減といった効果も期待できる。一方で、困窮者は節約できた食費を就職活動等、別のことにつかうことができ生活に余裕ができる。また、フードバンク倉庫は食料備蓄庫としての機能も担う。フードバンクを地域の仕組みとして定着させ、食を通じて人の縁を結びお互いが助け合う、困った時はお互い様な社会作りを目指す。フードバンクの設立が、社会の在り方を改めて見直すきっかけとなり、「もったいないをありがとう」に変えることが当たり前の社会になることを望む』と記されています。地域の社会貢献活動を相互扶助という我々の活動を通じて進め社会を変えることを目指す方針です。

但し、道のりは平坦ではありませんでした。2009年に県労福協幹事会で「設立検討委員会」の設置を提案し、「貧困問題に取組む必要性」「食問題（食料品の有効活用）は大きな課題」「社会的なセーフティーネット補助活動として衣食住問題は重要」などの観点で進めていくことが確認されました。しかし、調査活動を展開する中においてはその必要性は理解するものの「事務局体制の問題」「食糧管理等の課題未整理」「財政的な根拠づけ不足」「具体的実施内容の論議不充分」などの意見が多く出され設置議論が中断しています。

それから2013年まで空白の期間があることになります。その間静岡においては、前述した衣食住の問題に着目し、「誰もがすぐに助けてと言える社会を目指す」ことを目的としたNPOがフードバンクを始めしていました。しかし、一つのNPOでは広域に効果的な支援は難しい状況であり、そのことの実態を捉えていた労福協及び福祉基金協会は、前述した2009年時点の必要性の議論に立ち返り、且つネットワークの拡大策として重視していたNPO支援の取り組みの



労福協まつりにおけるフードドライブ

一環として、改めて「実施検討委員会」を立ち上げ次のことを進めていきます。①地域地区労福協へ（貧困問題、食・環境・福祉・防災への運動として）の取組み説明、②NPOとの連携・業務委託契約締結による事務局体制の確立、③構成団体・運営協力団体の組織化、④賛助会員（個人・法人）の仕組み構築と要請、⑤各種助成金制度の研究や申請活動、⑥各地区労福協における具体的取り組みへの提案（フードドライブの実施、地区総会における米1合持ちより運動など）、⑦食料調達確保への取組み（缶詰メーカー等への要請）、⑧各地区労福協の市町への行政要望への盛り込みなどを展開してきました。つまり、2009年の中断時点の課題を、地域・地区労福協という組織形態の活動に落とし込むことを前提として議論を進めることにより徐々に解決し、実現に至っています。

2018年度には、食糧入庫69トン、創設以来では総入庫が244トンの実績となっています。まだまだ財政面や運営体制などの問題を抱えているフードバンクですが、ここまで展開できた大きな背景としては、①組織形態が様々な団体が関わるコンソーシアム形態であること、②県労福協・連合静岡・地域地区労福協のつながりが強いこと、③行政や社会福祉協議会等との連携が図かれていること、④労組組合員だけでなくすべての人が関わる活動であることなどであったと思っています。

今年3月末に「フードバンクふじのくに」は、静岡県の施設である静岡県総合福祉会館「シズウェル」に事務所を移転しました。事務所の移転を契機に、ますます関係各団体や行政とのネットワークを強め、相互扶助の活動がより充実することを期待しています。

帰任職員挨拶 栗岡 勝也 事務局次長 お世話になった皆さまへ

このたび、3月末をもちまして中央労福協の任を終え、こくみん共済 coop に帰任することになりました。この間労福協活動を通じてたいへんお世話になった加盟事業団体・労働組合・地方労福協の皆さま、さらには、関係団体やNPO・市民団体、専門家、有識者、各省庁や各政党的皆さまに心より感謝申しあげます。

5年前の2015年4月に中央労福協へ出向してきた際に最初に驚いたのが専従スタッフの少なさでした。当時は奨学金問題に取り組み始めた時期であり、この体制（当時は9人）でどうやって運動展開していくのか不安でしたが、加盟団体の皆さんと専門会議を立ち上げ、アンケートの実施や街頭宣伝、さらには304万筆の署名を集め、院内集会、文科省や内閣官房への要請など、瞬く間に給付型奨学金制度の法制化が実現しました。ひとりの返済困難という悩みに気づき広がったこの運動。あらためて労働者福祉運動の原点である「福祉はひとつ」を実感しました。

中央労福協では、全国研究集会をはじめ各種研修の企画、全国福祉強化キャンペーン、ライフサポート推進強

化、産別訪問、次世代育成、任期後半には、中央労福協結成70周年記念事業の企画運営や2030年ビジョンの策定に携わらせていただきました。

私が労福協を通じて学ばせていただいたことは、「人間力」でした。悩み事に気づく、共感する、寄り添う、包み込む、支え合う、つなげる、行動する、人だからできること、人でしかできないこと。人の力ってすごい！と思いました。そしてそのことを表現し活躍されている多くの方々と出会うことができました。

こくみん共済 coop に帰任してからも、この経験と出会いを最大限活かしながら労働者自主福祉運動の発展に寄与していきたいと思います。

2030年ビジョンの実現に向けて共に前進しましょう！
ありがとうございました。



連載
二〇二〇年三月

「生活協同組合」という呼称の由来①

われわれは今日「生活協同組合（生協）」という言葉を当たり前のように使っているけれど、実は戦後直後に突然使われ出した呼称なのだ。戦前は購買組合・消費組合と呼ばれていたのである。今回は、その由来を探つてみようと思う。

日本生協連資料室が主催する「CO・OP アーカイブセミナー」に時々参加させてもらつて協同組合の歴史を学んでいる。先日のセミナーでは、敗戦直後に撮られた「東京五人男」という九〇分の東宝映画が上映された。エンタツ、アチャコ、古川ロッパなど戦前からの喜劇俳優五人が出演するコメディ映画だが、内容はいたつて真面目で、生活協同組合誕生の話もある。クランクインが一九四五（昭和二〇）年十一月二十日なのに、早くも一ヶ月後の十二月二七日には日劇で上映されている。

てっきり死んだものだと思って、軍属だった五人の合同葬の真最中に、当人たちが帰つてくるところから物語は始まる。あたり一面焼け野原の町、闇市、買い出し、配給所での行列など敗戦直後の社会がそのまま映し出されているだけでも資料的価値がある。配給所の責任者の横柄な態度、悪徳業者の物資の横流し、高慢ちきな地主の一家、それに翻弄され困惑する庶民の姿が風刺的に描かれる。とうとう最後に、怒った五人男が理不尽にふるまう人たちを排斥して、民主的な配給所を作るという胸のすくような映画である。ラストシーク、何とその配給所は「桜町生活協同組合」という看板に架け替えていたのだった。この映画は、敗戦の三ヶ月後には生協という言葉があった事實を示している。

今日でいう生協は、明治時代初頭には共益社、共立商会、共立商店などの名称が使われ、労働組合が設立した生協は共働店と呼ばれた。戦前の協同組合法である「産業組合法」では、購買組合と名付けられたので、それ以降は一般的に「購買組合」といわれるようになった。いっぽう、日本の社会主義運動の先駆者といわれる安部磯雄らは、日露戦争前後から、困窮する労働者に対して、消費組合の設立を提唱する。そこでは、労働者が中心になつて作る生協を「消費組合」と名付けたのである。こうして、戦前は、購買組合もしくは消費組合と呼ばれていたのであった。以下次号（高橋均）